矢板市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第25条の2の規定に基づき、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の適切な保護又は要支援児童(同場第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。)への適切な支援を図るため、矢板市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(業務)

- 第2条 協議会は、法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次の各号に 掲げる活動を行う。
 - (1) 児童虐待に関する情報交換及び関係機関の連携の推進に関する協議
 - (2) 児童虐待に関する広報・啓発活動の推進
 - (3) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「要保護 児童等」という。)に関する対策を推進するための広報・啓発活動
 - (4) 要保護児童等の地域における見守り体制に関する協議
 - (5) その他前条の設置目的を達成するために必要な活動

(構成員)

- 第3条 協議会は、別表第1に掲げる関係機関若しくは関係団体及び別表第2に掲 げる児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者をもって構成する。
- 2 市長は、協議会の名簿を作成し、前項に定める協議会を構成する者の承認を得 て、これにその名称又は氏名を登載するものとする。
- 3 市長は、前項の名簿に登載された者の職員又は構成員若しくは個人のうちから、

第5条に規定する会議の種類に応じて適切と認める者をそれぞれの会議の委員と して委嘱又は任命するものとする。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任 者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (組織)
- 第5条 協議会は、代表者会議及び実務者会議により組織する。 (代表者会議)
- 第6条 代表者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討に関すること。
 - (2) 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価に関すること。
 - (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項
- 2 代表者会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(実務者会議)

- 第7条 実務者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 要保護児童等に対する援助方針の確立に関すること。
 - (2) 要保護児童等の実態把握に関すること。
 - (3) 要保護児童等の状況、問題点の把握に関すること。
 - (4) 要保護児童等の支援の経過報告に関すること。
 - (5) 虐待の通告に伴う受理会議において課題となったこと。

- (6) 児童虐待ケースの進行管理に関すること。
- (7) 要保護児童等の支援を行っている事例の総合的な把握に関すること。
- (8) 協議会の年間活動方針の策定に関すること。
- (9) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項
- 2 実務者会議に座長及び副座長を置く。
- 3 座長は、子ども課長の職にある者を、副座長は、子ども課子育て支援担当の職 にある者をもって充てる。
- 4 実務者会議は、座長が必要と認めるときに招集し、その議長となる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。 (要保護児童対策調整機関の指定)
- 第8条 市長は、法第25条の2第4項の規定による要保護児童対策調整機関として、 て、 矢板市子ども課を指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

- 第9条 要保護児童対策調整機関は、法第25条の2第5項の規定により、次の各 号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の事務の総括に関すること。
 - ア 協議事項及び参加機関に関すること。
 - イ 協議会の議事運営に関すること。
 - ウ 協議会の資料の保管に関すること。
 - (2) 支援の実施状況及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - ア 関係機関等による支援の実施状況の把握に関すること。
 - イ 把握した支援の実態状況に基づく関係機関等との連絡調整に関すること。

(個人情報の保護)

第10条 協議会が法第25条の3の規定により、構成員以外の者に対して協力要

請を行う場合に当たっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第11条 協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護を図るためのものであり、協議会の構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員を退いた後においても同様とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って別に定める。

附則

- この要綱は、平成18年2月14日から適用する。
- この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成23年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成25年6月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

児童福祉関係	矢板市福祉事務所
	栃木県県北児童相談所
	市内保育所(園)長の代表
	矢板市社会福祉協議会
	民生委員・児童委員
	主任児童委員
保健医療機関	栃木県県北健康福祉センター
	矢板市医師団
	矢板市歯科医師会
教育機関	矢板市教育委員会
	市内小学校長の代表
	市内中学校長の代表
	市内幼稚園長の代表
警察・司法機関	矢板警察署
	宇都宮地方法務局大田原支局
その他	人権擁護員
	その他市長が必要と認める関係機関又
	は関係団体

別表第2 (第3条関係)

児童福祉施設関係	保育士
保健医療機関	保健師
	助産師
教育機関	小学校教諭
	中学校教諭
	幼稚園教諭
	教育総務課学校教育担当
警察・司法機関	矢板警察署
	宇都宮地方法務局大田原支局
その他	その他市長が必要と認める者